

モダグループコンプライアンス基本的規程
コンプライアンス・ポリシー（上位規定）

第1条（総則）

この規程は、コンプライアンス（法令を遵守すること）の取り扱いを定めます。

第2条（適用範囲）

この規程は、モダグループの活動全般について適用します。

第3条（経営方針）

会社は、コンプライアンス（法令遵守）を経営の基本方針とします。

第4条（社員の義務）

社員は、会社の基本方針を踏まえ、誠実に法令を遵守して業務を遂行しなければなりません。

第5条（社員の禁止事項）

社員は次に掲げることをしてはなりません。

- 1) 自ら法令に違反する行為をすること
- 2) 他の社員に対し、法令に違反する行為を指示すること
- 3) 他の社員に対し、法令に違反する行為を教唆すること
- 4) 他の社員の法令違反行為を黙認すること

第6条（拒否）

社員は、同業者から法令違反行為を持ちかけられたときは、これを拒否しなければなりません。

第7条（通報）

- ①社員は、他の社員の法令違反行為を知ったときは、速やかにコンプライアンス相談窓口へ通報しなければなりません。
- ②コンプライアンス相談窓口への通報は、口頭、電話、電子メール、ファックス、郵便その他いずれの方法でも差し支えないものとします。
- ③コンプライアンス相談窓口への通報は、匿名でも差し支えないものとします。

第8条（事実関係の調査）

- ①コンプライアンス相談窓口は、社員から法令違反の通報があったときは、速やかに事実関係を調査します。
- ②コンプライアンス相談窓口は、事実関係の調査に当たり、通報者のプライバシーに十分配慮しなければなりません。

第9条（コンプライアンス委員会への報告）

コンプライアンス相談窓口は、事実関係の調査結果やコンプライアンスの相談等をコンプライアンス委員会に報告します。

第10条（中止命令）

事実関係の調査の結果、法令違反であることが判明したときは、コンプライアンス委員会は、違反者およびその所属長に対し、中止命令を出します。

第11条（コンプライアンス違反に係わる対応）

会社は、従業員等による故意又は重大な過失による法令違反行為を犯した社員を懲戒処分又は委員会で決定する処分に付します。また、その違反行為によりモダグループに社会的信用の失墜や経済的損失を与えた場合は、モダグループは当該従業員等に損害賠償を請求する事がある。

第12条（免責の制限）

社員は、次に掲げることを理由として、自らが行った法令違反行為の責任を免れません。

- 1) 法令について正しい知識がなかったこと
- 2) 法令に違反しようとする意思がなかったこと
- 3) 会社の利益を図る目的で行ったこと

第13条（コンプライアンス相談窓口への相談）

社員は、自らの行動や意思決定が法令違反であるかどうか、判断に迷うときは、あらかじめコンプライアンス相談窓口にご相談しなければなりません。

第14条（弁護士への相談）

コンプライアンス委員会は、社員から相談を受けた事案が法令に違反するかどうか、判断に迷うときは、顧問弁護士に相談しなければなりません。

第15条（実行の猶予・中止）

- ①社員は、コンプライアンス相談窓口から回答があるまでは、相談した事案を実行に移してはなりません。
- ②社員は、相談した事案について、コンプライアンス相談窓口から「法令に違反する」または「法令に違反する恐れがある」と回答されたときは、その事案を実行してはなりません。

第16条（コンプライアンス研修会）

- ①会社は、次に掲げる目的のため、必要に応じ、研修会を開催します。
 - 1) コンプライアンスへの関心を高めること
 - 2) コンプライアンスについての正しい知識を付与すること
- ②研修会の受講を命令された従業員は、必ず受講しなければなりません。

附 則

第1条

この規程は、平成22年4月7日から施行します。